

障害者政策の動向と「みんなの公共サイト 運用ガイドライン」について

2016年5月24日

東洋大学

山田 肇

ウェブをフルに活用する情報社会

- ウェブを利用することで社会生活が営まれる
 - 就職試験のエントリーはウェブで
 - おいしい店はウェブで探す
 - 旅行予約はウェブで割引
 - 企業間取引はウェブ技術を利用する
- ウェブを利用しなければ社会参加できない時代

ときには命の危険も

- 東京都23区の防災情報、2015年3月調べ
- 全区のハザードマップは画像PDF.....
非テキストコンテンツ(レベルA)
- 全区のハザードマップは危険と安全を色のみで
表示.....色の使用(レベルA)
- 杉並区は避難所を「震災救援所」と表現.....
一般的でない用語(レベルAAA)

社会生活でのウェブの活用と障壁

- ウェブは障害者にも多くの利便
- アクセシビリティに対応しない公共サイトでは、障害者が公共サービスを利用できない
- アクセシビリティ非対応は、高齢者・スマートフォン利用者などにも、利用しづらい・利用できない問題をもたらす

障害者権利条約の締結

- 障害者権利条約 — あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約
- 2006年に第61回国連総会で採択
- 2014年に、日本国は140番目の締結国となった

障害者権利条約の基本精神

- 第一条(目的)
- この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
- 第三条(一般原則)
- 固有の尊厳・個人の自律及び個人の自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容...施設及びサービス等の利用の容易さ...

禁止の原則

合理的配慮の義務

障害者権利条約に基づく義務

- 第九条 施設及びサービスの利用可能性
 - 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、...施設及びサービスを利用することができることを確保するための適切な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含む...
 - (締結国の措置) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

障害者権利条約と国内法

- 条約は国内法の上位規定で、条約に違反する国内法は許されない
- 障害者権利条約の批准が遅れたのは、条約の水準に合わせた国内法整備のため
- 障害者権利条約の批准前に障害者基本法を改正し、批准後に障害者差別解消法を制定・施行

障害者基本法(2011年改正)

- 象徴的な改正項目
 - 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、~~社会連帯の理念に基づき~~、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。
- 社会連帯＝社会福祉から、基本的人権への視点の転換

障害者基本計画 (最新は2013年度からの五か年)

6.情報アクセシビリティ

- ...情報通信機器等(ウェブコンテンツ...を含む。)の調達は, ...国際規格, 日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。
- 各府省において, 障害者を含む全ての人...に配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに, 地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。

障害者差別解消法の制定・施行

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2013年6月に成立した
- 2016年4月1日施行
- 第五条 環境の整備
 - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

禁止の原則

禁止の原則

障害者差別解消法：

第七条 行政機関等の義務

合理的配慮の義務

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ...障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは、**...社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な**配慮をしなければならない。**

みんなの公共サイト運用ガイドライン

- 障害者権利条約「アクセシビリティに関する最低基準及び指針を作成・公表・実施を監視」
- 国及び地方公共団体等公的機関の「ウェブアクセシビリティ」対応を支援するために総務省が作成したガイドライン。公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X8341-3:2016に基づき実施すべき取組項目と手順、重視すべき考え方を解説
- 2016年4月20日公表

五つの柱

- 基本的対応の徹底
 - ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のために必要となる体制確保・整備、ウェブアクセシビリティ方針の公開、試験結果の公開などの基本的対応を実施すること
- 段階的拡大
 - 各団体としてウェブアクセシビリティの取組を行う対象範囲、実施内容、実現レベル等について、段階的に拡大すること

五つの柱

- 継続性
 - ウェブアクセシビリティの取組を一過性のこととして終わることなく、継続的な取組として計画し実行すること
- 取組内容および実現方法の確認と公開
 - 各団体が実行した取組の確認、JIS X8341-3:2016に基づく試験を1年に1回実施し、結果を公開すること
- 利用者との協調
 - 高齢者・障害者の声がサイト運営に生かされるように具体的な取組を行うこと

対象範囲

- 最優先：各団体の公式ホームページ（スマートフォン向けサイトを含む）
- 関連サイト（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
- ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、蔵書検索など） など
- 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ・業務アプリケーション

取組と期限

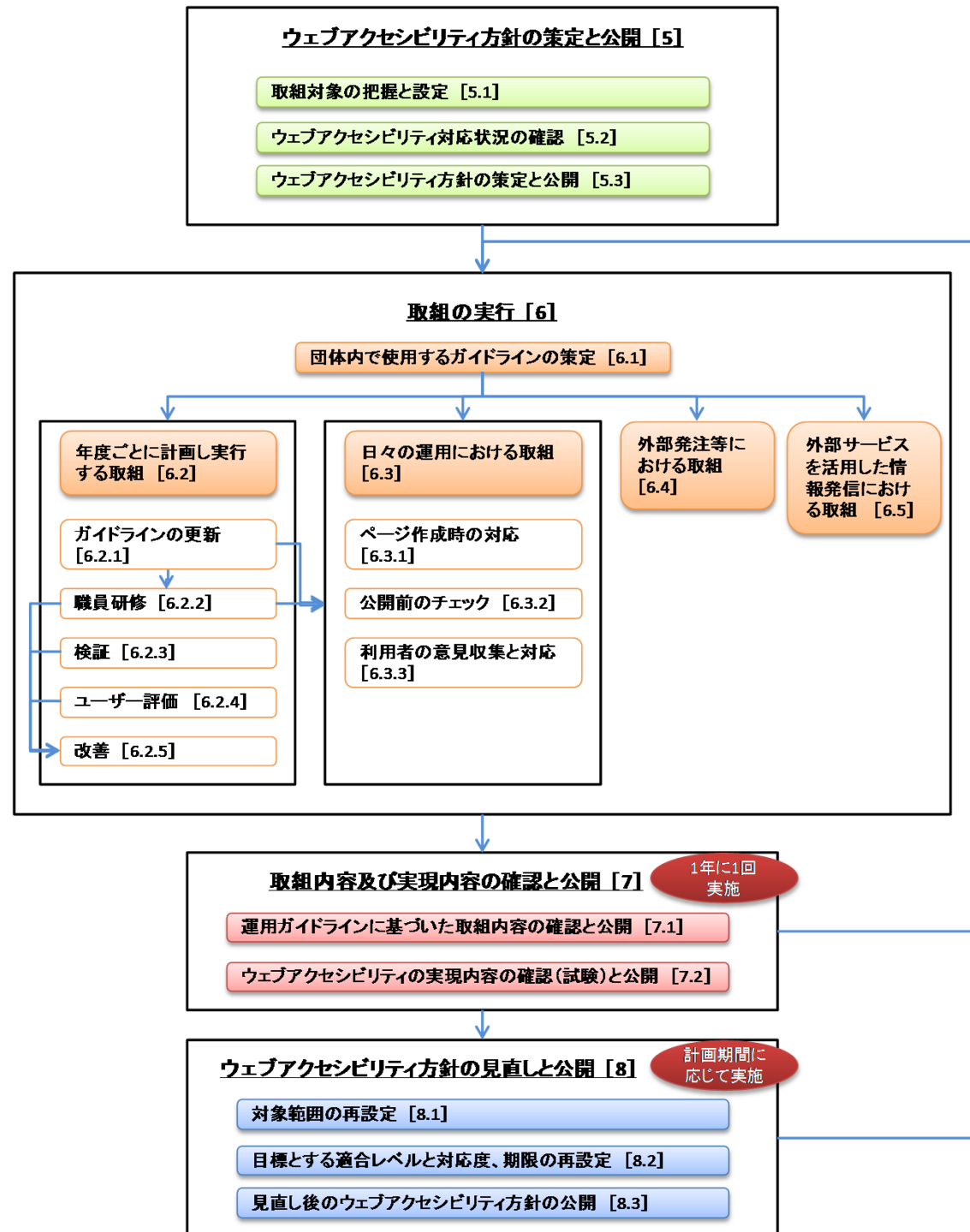
- 既に提供しているホームページ等
 - JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに準拠しているホームページ等は、ウェブアクセシビリティ対応の取組を継続し、更に取組を推進する
 - 適合レベルAAに準拠していないホームページ等は、速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、遅くとも2017年度末までに適合レベルAAに準拠する

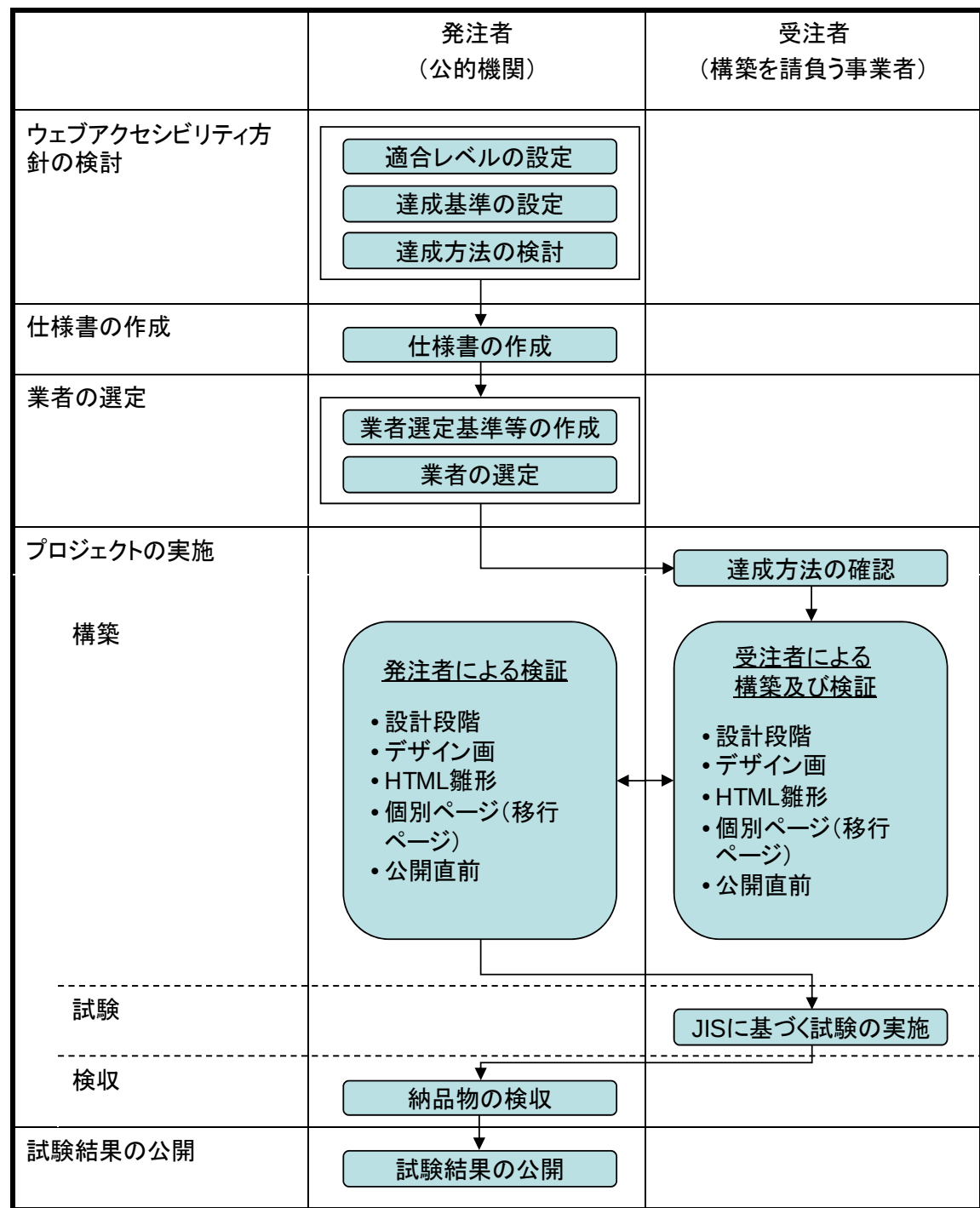
取組と期限

- 新規に構築するホームページ等
 - 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定
 - 構築時に適合レベルAAに準拠（試験の実施と公開）

ウェブアクセシビリティ方針

- 対象範囲
 - 目標を達成する期限
 - 目標とする達成等級
 - 目標とする適合レベル
 - 例外事項
-
- 担当部署名
 - 現時点で把握している問題点
 - 現時点で把握している問題点への対応に関する考え方





取組確認・評価シート(団体全体)

		運用モデル番号	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点ポイント
									小計	中計	
基本的 対応の 徹底	対象の把握	5.1.	団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを把握していない	公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している	過去に団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握したことがある	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを一般に公開しない職員向けのものも含めて洗い出し把握している			0	8
	団体として統一したガイドラインの策定	6.1.	団体内で使用するガイドラインを策定していない	団体内で使用するガイドラインを策定している	団体内で使用するガイドラインを、ウェブアクセシビリティ方針で目標としている達成基準を網羅し策定している	団体内で使用するガイドラインを策定しており、最新のJIS X 8341-3に対応している	最新のJIS X 8341-3に対応するとともに毎年アクセシビリティに関するガイドラインを確認し、必要に応じて見直している				
段階的 拡大	公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定したが公開していない	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる	PDF等を含む全コンテンツを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる				
	公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト／ウェブアプリケーション、ウェブシステム／スマートフォン向けサイト／携帯電話向けサイト等)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら組んでいる			0	12
	民間に管理を委託(指定管理者による管理等)する施設等のホームページ等	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティに関する取組を行っていない	外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら組んでいる				
									合計	0	20

取組確認・評価シート(個々のサイト)

		運用モデル 項番	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点 ポイント
									小計	中計	
継続性	ガイドライン	6.2.1	団体として策定した共通のガイドラインがない、或いはガイドラインがあるかどうかわからない	団体として策定した共通のガイドラインの存在は知っているが活用していない	団体として策定した共通のガイドラインを一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用するとともに、ガイドラインの見直すべき点を洗い出し、見直しに参加している			0	16
	職員研修	6.2.2	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施していない、又は参加していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去2年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	毎年アクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加しており、来年度以降も継続する予定である				
	検証	6.2.3	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去1年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	毎年アクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握しており、来年度以降も実施する予定である				
	改善	6.2.5	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んでいない	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去2年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去1年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	公開しているページの改善に毎年取り組んでおり、来年度以降も実施する予定である				
実現内容の 確認と公開	取組の実現内容	7.1.	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果を各ホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果を各ホームページで公開した	毎年アクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である			0	8
	アクセシビリティの実現内容	7.2.	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験による確認を行っていない	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である				
利用者との 協調	利用者の意見収集	6.3.3	一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない	アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組み、ホームページ全体の改善に利用している	—			0	6
	利用者との協力体制／ユーザー評価	4.3.7 6.2.4	アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）へ協力を求めたことがない	利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）の声を聴取し、ホームページの改善を行ったことがある	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している。また、関係部署等と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につながる取組を行っている	—				
									合計	0	30

まとめ

- ウェブは利便を提供するが、アクセシビリティ非対応は「利用できない問題」を引き起こす
- 障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法によって、公共機関でのウェブアクセシビリティ義務化に強い流れ
- 総務省が「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を2016年4月に公表
- 公共団体での取り組みに、受注側の早期対応が必要